


条例第5条第2項に基づく土地の区域指定	平成23年 4月 1日指定適用
条例第3条第1項に基づく土地の区域指定	平成23年 4月 1日指定適用
条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域指定	平成23年 4月 1日指定適用
条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域の用途変更	平成24年11月 1日指定適用
条例第3条第1項に基づく土地の区域の用途変更	平成27年 4月 1日指定適用
条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域指定	平成31年 3月29日指定適用
条例第3条第1項に基づく土地の区域変更	令和 2年 4月 1日指定適用
条例第3条第1項に基づく土地の区域指定	令和 2年12月 9日指定適用
条例第4条第2項に基づく土地の区域の用途指定	令和 2年12月 9日指定適用
条例第5条第5項に基づく土地の区域変更	令和 4年 4月 1日指定適用



凡 例	
	条例第5条第2項に基づく既存の集落（毛呂山町建築物の最低敷地面積に関する条例第2条により、最低敷地面積300㎡が適用される区域） ただし、災害ハザードエリア（土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域および、浸水想定区域3m以上の区域）は除く
	条例第5条第2項に基づく既存の集落（毛呂山町建築物の最低敷地面積に関する条例第2条により、最低敷地面積100㎡が適用される区域）
	条例第3条第1項に基づく土地の区域 ただし、若しくはで示す路線に接する敷地に限る。 （非自己用住宅については、で示す路線に接する敷地に限る。）
	条例第3条第1項に基づく土地の区域および条例第4条第1項ただし書きに基づく予定建築物等の用途を別に指定したもの
	条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域 予定建築物の用途は流通業務・工業施設とし、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）とする。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書き許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。 また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するものうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア 建築基準法別表第2（ア）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ 工業施設 建築基準法別表第2（イ）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶解又は精練の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。